

専門委員会規程

昭和48年 7月13日 制定
昭和59年 4月 1日 改正
平成 2年 4月 1日 改正
平成 3年 4月 1日 改正
平成11年 5月22日 一部改正
平成17年 4月 1日 改正

第 1 条 和歌山県剣道連盟(以下「和剣連」という)は会則第8章第27条の規程により専門委員会(以下「委員会」という)を設置する。

第 2 条 委員会は、会長から委嘱された委員をもって組織する。

第 3 条 委員会に、委員長1名、副委員長1～2名を置き、会長がこれを委嘱する。

第 4 条 委員会は、理事長の指示、並びに事務局長の要請に基づき委員会活動を行う。

第 5 条 委員会の種類、及び名称、並びに業務内容は次の各号のとおりとする。

- ① 総務委員会
総務委員会は、他の委員会と連携して和剣連の年間行事計画案・予算案の作成並びに他の委員会に属さない事項の処理等、剣道の普及振興を図る。
- ② 事業委員会
事業委員会は、和剣連が主催・主管、または後援する各種大会・段位審査、並びに剣道振興に関する各種事業の企画運営に携わる。
- ③ 指導委員会
指導委員会は、和剣連が主催・主管する各種剣道講習会・その他研修会、並びに選手強化等、剣道技術向上の企画運営に携わる。
- ④ 女子委員会
女子委員会は、他の委員会と連携し、女子剣道の普及振興を図るための調査研究及び研修会等を実施するとともに、和剣連が主催する諸事業の企画運営に携わる。
- ⑤ 居合道委員会
居合道の普及振興を図る。
- ⑥ 杖道委員会
杖道の普及振興を図る。

第 6 条 委員の任期は、和剣連会則第4章第13条に準ずる。

第 7 条 委員会の改廃は、理事会の同意を得るものとする。

(付 則) この規程は、平成17年4月1日より施行する。